

議案第 2 2 号

真間山緑地斜面整備工事請負変更契約について

真間山緑地斜面整備工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 真間山緑地斜面整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市真間 4 丁目 1 1 番地 |
| 3 | 請負代金額 | 4 4 9 , 1 4 1 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約相手方 | 市川市新田 1 丁目 2 3 番 1 4 号
千東建設株式会社
代表取締役 田口 孝一 |
| 5 | 工 事 概 要 | 真間山緑地の斜面整備工事
地山補強土工 一式
排水構造物工 一式
舗装工 一式 |

理 由

既定予算に基づく真間山緑地斜面整備工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２７号）第２条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者千東建設株式会社とは、令和 5 年 9 月 1 1 日付で締結した真間山緑地斜面整備工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第 1 条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の増額）

第 2 条 前条に定める工事内容の変更及び原契約約款第 2 5 条第 6 項の適用に伴い、原契約第 5 項に定める請負代金額

「¥ 4 0 8 , 3 2 0 , 0 0 0 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ 3 7 , 1 2 0 , 0 0 0」を

¥ 4 0 , 8 2 1 , 0 0 0 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ 3 , 7 1 1 , 0 0 0 増額し、

「¥ 4 4 9 , 1 4 1 , 0 0 0 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ 4 0 , 8 3 1 , 0 0 0」に改める。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第 3 条 前条に定める請負代金の増額に伴い、原契約約款第 3 9 条第 1 項に定める請負代金の支払に係る予算年割額

「令和 6 年度 8 1 , 6 6 4 , 0 0 0 円」を 2 4 , 4 9 2 , 6 0 0 円増額し、

「令和 6 年度 1 0 6 , 1 5 6 , 6 0 0 円」に、

「令和 7 年度 1 6 3 , 3 2 8 , 0 0 0 円」を 1 6 , 3 2 8 , 4 0 0 円増額し、

「令和 7 年度 1 7 9 , 6 5 6 , 4 0 0 円」に、

第2項出来高予定額

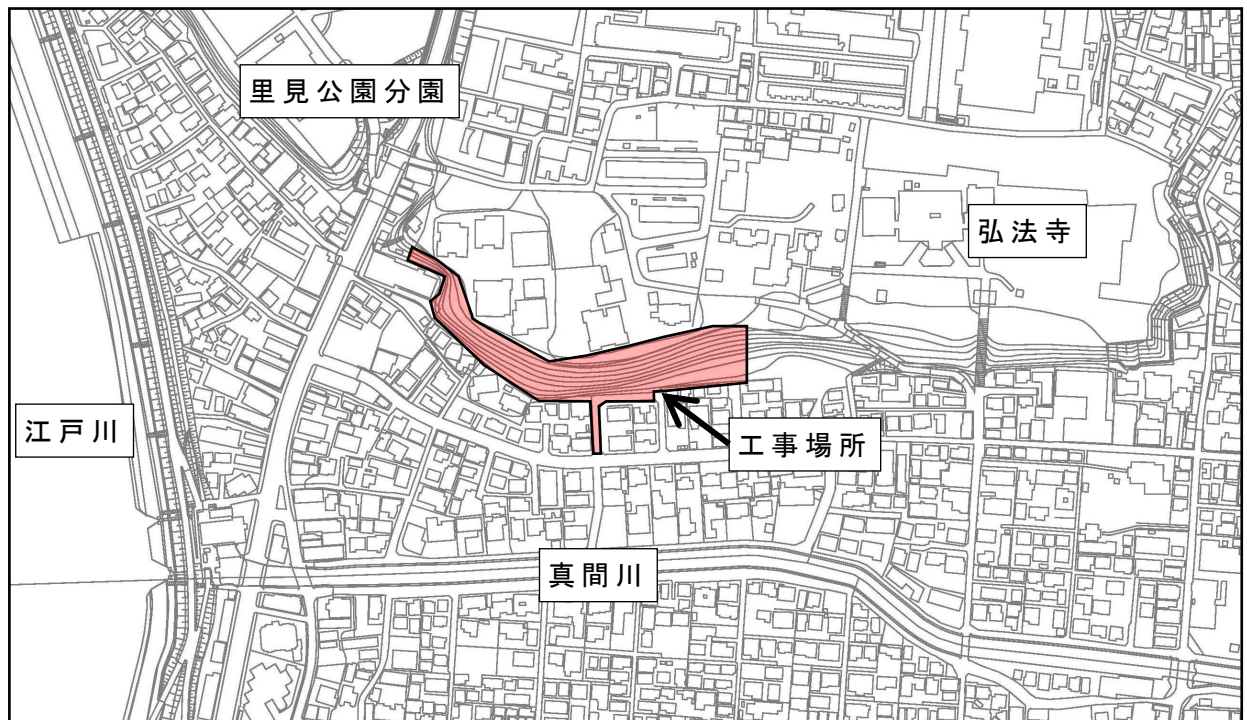
「令和6年度 81,664,000円」を24,492,600円増額し、
「令和6年度 106,156,600円」に、
「令和7年度 163,328,000円」を16,336,400円増額し、
「令和7年度 179,664,400円」に改める。

この工事請負変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が
記名押印のうえ、各自1通を保有する。

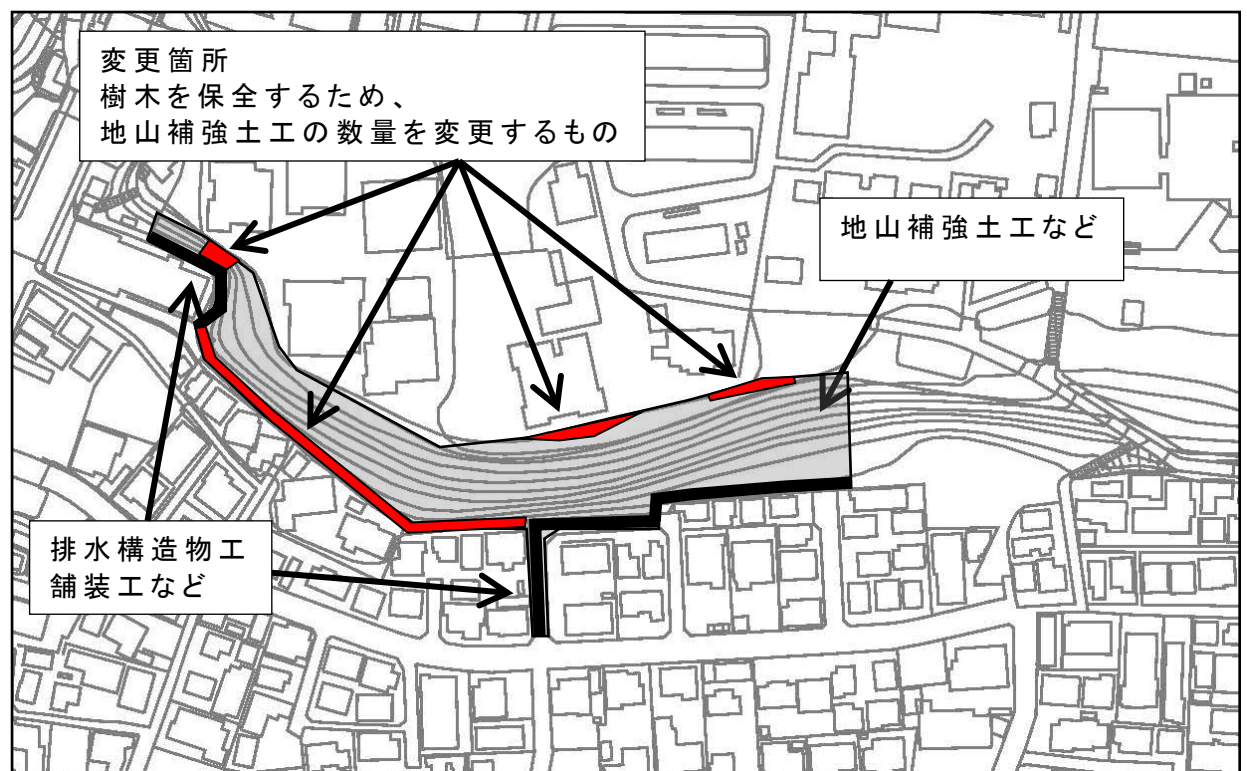
令和6年8月9日

発注者	住所	市川市八幡1丁目1番1号				
		市川市				
	氏名	代表者	市長	田中	甲	印
受注者	住所	市川市新田1丁目23番14号				
		千東建設株式会社				
	氏名	代表取締役	田口	孝一	印	

議案第22号の参考図



案内図



施工箇所図